

報 第 5 0 号

専決処分報告について

（公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

本市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 6 年（2024 年）10 月 8 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 3 0 号

公 営 企 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の
制 定 に つ い て

本 市 公 営 企 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の
と お り 制 定 す る も の と す る 。

以 上 地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規
定 に よ り 専 決 処 分 す る 。

令 和 6 年 （ 2 0 2 4 年 ） 9 月 3 0 日

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 公 営 企 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

新 潟 県 柏 崎 市 公 営 企 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 4 1 年 条 例 第 4
2 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 7 条 中 「 第 2 4 3 条 の 2 の 8 第 8 項 」 を 「 第 2 4 3 条 の 2 の 9 第
8 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 地 方 自 治 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 令 和 6 年 法 律 第 6
5 号 ） 附 則 第 1 条 第 3 号 に 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

新潟県柏崎市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月24日条例第42号）

改正後	改正前
(賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9</u>第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。